

令和5年度 第2回スポーツ推進審議会会議録（要旨）

- 1 日 時 令和6年3月15日(金) 午後7時～午後8時35分
- 2 開催場所 防災センター4階会議室
- 3 出席委員 秋元会長、島本副会長、須貝委員、鈴木委員、佐竹委員、岩本委員、
松葉委員、島内委員
欠席委員 岩瀬委員、高橋委員
事務局 鎌谷社会教育課長、須藤社会教育係長、千葉主事

4 議 題

- (1) 令和5年度スポーツ関係事業実施状況
- (2) 体育施設及び学校施設における現状と課題
- ・対応フロー
 - ・対応事例及び基準等
- (3) 狛江市における部活動地域移行・連携の状況報告
- (4) その他

5 提出資料

- 資料1 令和5年度スポーツ関係事業の実施状況
- 資料2 体育施設及び学校施設における現状と課題(対応フロー)
- 資料3 体育施設及び学校施設における現状と課題(対応事例)
- (参考)世田谷区公共施設を不適切に利用する団体への利用制限に関する基準
- 資料4 狛江市立学校における休日の部活動に関する地域移行の同入に関する検討結果
について(答申)
- 資料5 令和5年度第1回スポーツ推進審議会会議録(要旨)
- 資料6 令和6年度の会議開催スケジュールについて

6 会議の結果

議題(1) 令和5年度スポーツ関係事業実施状況

【事務局より資料1に基づき説明】

○今回配布の資料に、軟式野球大会・学童軟式野球大会・卓球大会・バスケットボール大会・少年少女サッカー大会・少年少女剣道大会・愛光女子学園ボッチャ体験教室・二中ボッチャ体験教室・スキルアップ野球教室事業を追加した。

○狛江市スポーツ推進計画の「する」・「みる」・「支える」スポーツ区分に合わせて、見やすく表の色分けをした。

委員よりの質問等なし。

議題（２）体育施設及び学校施設における現状と課題

【事務局より資料２に基づき説明】

○対応フローについて

- ・前回の指摘を踏まえ、近隣市に調査を行った。
- ・自治体名については、公表することにより、不適切な利用を助長させてしまう可能性があるため、伏せての報告とした。
- ・不適切な利用が疑われる団体に対して、何らかのアクションを行っている自治体では、市と指定管理者で情報共有をした後に該当団体へヒアリングを行っている。

【事務局より資料３に基づき説明】

○対応事例及び基準等について

- ・近隣市への調査で、不適切な利用に関する対応事例について一覧にまとめた。
- ・区分は事務局で追記したもので、主に団体要件に関するもの、営利目的が疑われるもの、利用ルールやマナーのようなものの３区分にカテゴライズした。
- ・実際の運用では、事例に対して何らかの基準に基づいて、どのように指導すべきか判断ができることが望ましいと考えおり、同様の事例に対しては、同様の対応ができるようにしなければならないと考える。
- ・狛江市の基準案を作成するにあたり、まずは世田谷区の基準をベースに、実際に起きている事例と見比べながら、ご意見をいただきたい。

委員 営利目的かそうでないかの線引きはなかなか難しい。個人的には営利目的でも貸し出してよいと考える。例えば、利用料金で差を付けたり、施設予約の優先順位で差を付けたり等、明確な基準を作ればよいのではないかと。

委員 自治体が施設を運営するうえで大事なことは、公正・公平性だと考える。市民や利用者から不満が出ないような運営が大切だと思う。

事務局 営利目的団体利用以外での不適切利用としては、同一団体でありながら、メンバーを分割して複数団体登録を行い、施設利用予約抽選での当選確立を挙げているような団体も見受けられる。特に学校施設については監視の目がないため、不正利用を取り締まることが難しい。そのようなことから、来年度以降から不適切利用についての基準を作成したいと考えている。

委員 上記のような不正を防ぐには、具体的に基準に明記すれば良いのではないかと。

事務局 団体登録区分の中に高校生以下団体があり、代表者は市民又は市内在勤、在学の18歳以上の者と規定されている。先日、高校生以下団体より、施設利用の際に代表者または他の成人の者が立ち会えない場合は、施設利用はできないのかとの問い合わせがあった。調べたが、特に代表者または他の成人の者の立会いがないと施設利用はできないとの規定は無かった。ただし、施設管理者側

からすると安全管理上、成人が立ち会ってほしいところではある。このようなケースの場合の施設利用の可否についても意見を伺いたい。

委員 施設の利用については団体利用での許可としている。そのため、あくまでも団体の管理下で活動することが原則であることから、必ず団体の中で責任が取れる者がいないといけないのではないか。施設管理者は活動場所である施設を提供しているだけだと思う。この場合については施設利用は許可できないのではないか。

委員 そうなると、このようなケースでの施設利用を認めないと高校生以下団体の活動機会が減ってしまうのではないか。

事務局 安全管理の面と活動の自由度の面とのバランス的なところで、委員の意見を伺いたい。

委員 小学生や中学生であっても、しっかりしている子は、きちんと親へ連絡ができることもあるので、一概に年齢での判断はできないところではある。

委員 個人での施設利用についてはどうなのか。

事務局 個人での施設利用については、施設管理者が常駐していたり、指導者がいたり必ず目が行き届いている。今回のケースは、学校施設利用で人の目がない場合であり、施設内で何が起きているかがわからないことが問題である。先ほど委員からの意見もあったとおり、あくまでも団体利用なのだから、施設利用の際は成人の者が付き添うようお願いをしていきたいと思います。

委員 今回は、基準作りのための話し合いであり、これまでに色々な問題点や課題がでてきたと思うので、まずは不適切利用に関する基準のたたき台を事務局で作成していただき、それを審議会で精査していく形で進めていけばよいと思う。

事務局 次年度以降に基準のたたき台を作成して審議会で告示したいと思います。

議題（3）狛江市における部活動地域移行・連携の状況報告

【事務局より資料4に基づき説明】

○狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会を全七回実施した。

○協議内容としては、大きく分けて4点となる。

- ・部活動ガイドラインの改訂について
- ・合同部活動試行実施について
- ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）
- ・部活動地域連携推進事業計画について

委員 実証実験を行うことはとても大切だと思う。今、狛江の部活動でない競技を特に実証実験を行うことが良いのではないか。全国的にメジャーな部活動は、バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球・野球・サッカー等で、部員数は約60パーセントを占める。残りの40パーセントの部員がマイナーな

競技の部活動だと思うのでそういった競技の実証実験を行い反応を見たらよいのではないかと思う。

事務局 今回の実証事業では、全ての学校に存在する部活動を合同で行う形式を検証するため野球部、特定の学校に存在する部活動に、他の学校の生徒が参加できる形式を検証するためハンドボール部を対象部活動とし、いずれも狛江第一中学校を拠点校として行った。今後、実証事業を行う機会がある場合は参考としたい。

議題（４）その他

【事務局より資料５・６に基づき説明】

○前回会議の会議録を確認いただき、修正等ある場合は一週間程度に事務局まで連絡をお願いした。

○次年度の会議日程スケジュールを確認いただき、何かある場合は事務局まで連絡をお願いした。

会 長 本日は以上で閉会とする。